

京都市上下水道局告示第3号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和7年4月23日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

城陽市久世南垣内121番地の1

有限会社辻久ガス

代表取締役 辻村 晶子

2 変更事項

(代表者の変更)

辻村 節子 から 辻村 晶子 に変更

(上下水道局下水道部管理課)